

「著作権法」の「図書館における複製」は必要か

上 田 修 一

1 はじめに

多くの大学図書館や公共図書館にはコイン式複写機が設置されており、利用者自身が資料をコピーしている光景を日常的に見ることができる。図書館における複写件数は、年々、減少してはいるものの、複写サービスは、資料提供における柱の一つ、基本的なサービスとして認識されている。けれども図書館は複写サービスに熱心とは言えず複写サービスの現状を等閑視している。

図書館資料の複写や複写サービスは、図書館業務の中で「著作権法」の影響を強く受ける。「著作権法」に従いつつ、複写をとりまく環境の変化と利用者のニーズに合わせようとした結果、図書館における複写サービスは、混乱した状況にある。

名和小太郎は、現行の著作権制度は、19世紀末にできたベルヌ条約に支えられているが、著作物としては、本と絵画、図面、楽譜しか考えられておらず、また、著者は少数の天才であり、出版社や書店をコントロールしており、一方、読者は何のコピー手段も持っていないという19世紀の知的環境を反映していたと述べている。さらに利用にあたっては、著者の承諾を得ることを前提とするオプトインを原則としていることを強調している。その後、多数の著者が多数の著作物を生産するようになり、著作物について印刷版から電子版への転換が行われるようになると、オプトインでは対処できない事態が起きようになった。その典型例が大量の著作権者不明著作物、すなわちオルファンワークスの電子化問題である。これに対して、グーグルは、グーグルブックスにおいてオプトアウト方式を唱えた。グーグルは、著作権者に断らずにデジタル化するので、これに同意できない場合には、申し出れば、デジタル化対象から外すという、旧来の考え方からみればかなり乱暴な方法を用いた。ところが、米国におけるグーグルと出版団体との訴訟では、グーグルの主張がある程度認められ、オプトアウト方式の理解が次第に進むようになりつつある⁽¹⁾。しかし、オプトアウトに基づく著作権法が望ましいとしてもその実現はかなり先のことだろう。

日本の「著作権法」は、ベルヌ条約加盟の1899（明治32）年に制定され、1970（昭和

45) 年に全面改正に至った。しかし、現「著作権法」は、考え方も前提技術も1970年時点の状況に大きく依存しており、現代の環境には合わなくなっていることは否めない。

後述のように、この半世紀の間に、乾式複写機が出現、普及し、誰でも簡単に複写ができるようになった。さらに、個人が携帯するデジタルカメラやスマートフォンなどのモバイル機器によって、著作物を撮影することも可能になっている。

以下では、「著作権法」第31条（図書館等における複製等）を検討する。ただし、第31条第1項第1号のみを扱い、国立国会図書館にだけに関連する第2項、第3項は取り上げない。また、31条第1項には、他に保存のための複製、絶版等資料の複製も定められているが、これらもここでは除く。さらに、図書館資料の中で対象とするのは、単行書と逐次刊行物、すなわち本と雑誌のみである。

「著作権法」第31条第1項第1号は、次のような条文である。

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

2 図書館における複製

「著作権法」第31条は、「著作権の制限」を定めた第30条から第50条までの条項の一つである。加戸守行は、この規定に関して次のように述べている。

本条第1項は、図書館等における重要な業務形態としての複写サービス等を可能ならしめるための規定でありまして、図書館等の果たすべき公共的奉仕機能に着目いたしまして、図書館等が利用者の求めに応じ行う複写サービスを厳格な条件の下に許容する旨を定めるとともに、学術研究の進歩発達の図書館等に負うところが大きいことに鑑み、図書館等が資料の保存活用の必要上行う複製を一定限度内において許容する旨を定めたものであります⁽²⁾。

なぜ、図書館を特別に扱うのかという疑問に対し、「公共的奉仕機能」があるからと説明している。公共図書館以外の図書館に「公共的奉仕機能」があるかどうかには疑問があるが、特定のコミュニティの中での共同利用と広く解釈することはできなくはない。

本や雑誌を複写する場合、「著作権法」第30条と第31条の範囲内では図1に示したようなⅠかⅣまでの四つのケースがある。

I	一般の著作物		私的使用のための複製（第30条）	
II	図書館資料	帯出図書館資料		
III		図書館内の資料	第31条の政令で定めた図書館等	図書館等における複製等（第31条）
IV			それ以外の図書館	許諾要、集中処理機構

図1 一般の著作物と図書館資料の複写の四つのケース

一般に本や雑誌を複写する場合は、私的使用の目的であれば、使用する者が複製できる（Ⅰ）。この時、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合は除かれる。ところが、「著作権法」の附則第5条の2では、経過措置として同法第30条第1項第1条の規定の運用について「当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする」とされているので、コンビニエンスストアに設置された複写機による私的使用目的の複写は可能となっている。

利用者からみた図書館蔵書の利用形態には、図書館館内閲覧と図書館外への帯出とがある、利用者が帯出した図書館資料は、一時的に図書館の管理が及ばなくなる。帯出された資料を、第30条の私的利用に基づいて複写することができる（Ⅱ）。

図書館資料は、著作者に許諾を得なくとも、複写が認められている（Ⅲ）。

けれども著作権者の許諾なく著作物の複製ができるのは、全ての図書館ではなく、政令で定められた国立国会図書館、公共図書館、大学図書館、それに一部の図書館に限られる。学校図書館やほとんどの専門図書館は、除外されている。例えば学校図書館で、生徒が図書館内の複写機を用いて複写をしようとした場合、著作権者の許諾を得るか、著作権集中処理機構との契約が必要になる（Ⅳ）。

1991（平成3）年の衆議院文教委員会（3月15日）において宇都宮真由美委員から「著作権法」31条による複製に関する質問があった。高等学校の図書館は、「図書館その他の施設」に入っていないが、現在、高等学校のほとんどの図書館にコピー機が備えられていて、これは、教員が「著作権法」第35条によって教材用にコピーをするのに使って

いる。それでは、生徒が自分の勉強の資料とするために図書館の本をコピーする場合、第31条に触れることになるのかどうかの説明を求める質問だった。

この質問に対し遠山敦子政府委員は、学校図書館において複写を行う場合には、作者の事前の許諾が必要であるが、高等学校の中に設置されていて、図書館に置かれているものではない複写機器を用いて生徒自身が著作物を複写することは、第30条にあたる個人的な利用であるので違法とはいえないと答弁している。

つまり、高校生は、高等学校図書室の勉強用の本を図書館内複写機では複写できないが、帯出すれば、図書室以外の複写機で複写できるのである（Ⅱ）。

なお、旧「著作権法」でも「著作権の制限」（第三十条）事項があり、その中では「発行するの意思なくかつ器械的又は化学的方法に依らずして複製すること」は著作権の侵害としないと定めていた。つまり、旧「著作権法」では器械的、化学的方法で複製を作れば著作権の侵害となったが、私的使用など目的の限定はなく、また、図書館における複製を特別に定めることもなかった。

3 図書館の複写サービス

学術情報の中心は、一貫して学術雑誌であると言える。19世紀から日本の自然科学分野の研究者にとって外国学術雑誌の入手は大きな課題となっており、大学図書館や研究所の図書館がその組織的な収集、提供を担ってきた。大学図書館は、後述のように1950年代には写真撮影装置、1960年代には乾式複写機をいち早く導入してきたが、これは、研究者の外国雑誌掲載論文の複写物を入手したいというニーズを充たすためだった。

「著作権法」の全面改正の後、1976（昭和51）年に文化庁は著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）の報告書を公表しているが、この中に次のような記述がある。

全国図書館大会の参加図書館に対して行った抽出調査（昭和49年、文化庁）によると、公共図書館及び大学図書館のほとんどが複写複製サービスを実施していることが示されている。また、国公私立大学図書館における総複写複製量についてみると、昭和47年度が約3,300万枚、同48年度約3,800万枚、同49年度4,800万枚となっており、複写複製サービスが今日における図書館の主要業務の一つとなってきたことがうかがえる。複写複製の対象となる著作物の種類としては、学術の分野に属するものが多く、特に大学図書館においては圧倒的に多い。また、全体として単行本よりも雑誌等の定期行物が複写複製の主な対象となっている。更に、大学図書館によっては、外国文献の複製が特に多いとするところもある⁽³⁾。

このように、大学図書館において、大量の文献複写が行われており、それは外国学術雑誌中の論文が主体であって、最新号掲載の論文も複写されていた。

この時代に図書館が所蔵資料を使って、学術雑誌掲載論文の有料複写サービスを行う例は多かった。有名なのは英国に1961年に創設された科学技術貸出図書館（The National Lending Library for Science and Technology）で、徹底した合理的な手順で雑誌論文の複写サービスをはじめた。1973年には英国図書館として統合され、現在は文献提供部門（British Library Document Supply Service）となった。長い間、国外からの複写要求に応える国際的なセンターとしての役割を果たしてきた。20世紀後半は、学術論文の大量複写の時代であり、著作権保護の立場からの批判、抑制はそれほど強くはなかった。

文部省大学学術局情報図書館課編『大学図書館実態調査結果報告』とその後継である文部科学省研究振興局情報課編『学術情報基盤実態調査結果報告』によれば、国内の大学図書館の複写件数の推移は、表1のようになる。総複写件数は、2000年頃に約1.5億件とピークを迎えたが、2015（平成27）年には、約3割となるまで減少している。特に、最近は、急激に減っている。

表1 大学図書館の複写件数の推移

年	複写件数		1館当たり件数	
	件数	指数	件数	指数
1981	72,379,633	100	97,024	100
1985	93,243,011	129	120,159	124
1990	112,035,202	155	132,586	137
1995	132,583,366	183	142,870	147
2000	151,180,589	209	149,536	154
2005	116,576,253	161	100,845	104
2010	74,389,866	103	61,075	63
2015	44,652,162	62	35,159	36

この減少の要因として、学術雑誌が電子ジャーナルとなり、複写の必要が薄れたことや大学図書館へのコイン式複写機の導入と普及が進んだことをあげることができる。さらに、実態は明らかではないが、学生はモバイル機器による撮影を行うようになり、全体として複写のニーズが低下していると考えられる。

加藤信哉の示すデータによれば、1990年代初めに出現した電子ジャーナルは、1997（平

成9)年頃から急激に数を増やしている⁽⁴⁾。国立大学図書館協議会の下にジャーナル・タスクフォースが設けられ、電子ジャーナル契約のためのコンソーシアム活動を行いはじめたのが2000(平成12)年である。分野によって異なるものの、この頃から研究者の学術雑誌利用は、電子ジャーナル中心から、電子ジャーナルのみになっていった。電子ジャーナルの利用の仕方最初は、ダウンロードしたファイルをプリントアウトして読むという雑誌論文の複写物と同じ読み方をしていたが、次第に、ディスプレイ上で読むようになっていった。その結果、自然科学分野の研究者が、図書館で雑誌論文を複写することは、ほとんどなくなっている。

大学図書館へのコイン式複写機の導入と普及により、利用者の報告しない複写件数は増えているが実態は不明である。

4 複写機器

4.1 ゼロックスの普及

閲覧した本や雑誌を複写して手元におきたいというニーズは強い。読んだ瞬間に本の内容を句読点の位置から脚注に至るまで全て完璧に暗記し想起できる、大西巨人『神聖喜劇』(光文社、1968-)の主人公東堂太郎や、ジェフリー・アーチャー『クリフトン年代記』(新潮社、2013-)の主人公のハリー・クリフトンのような写真的記憶力の持ち主は、現実に存在するが、極めてわずかであり、何らかの補助的手段が必要である。長い間、筆写が行われ、英語圏ではタイプライターも用いられた。20世紀中旬から、写真術を用いた複写が行われるようになった。図書館資料を縮小撮影し印画紙等に焼き付けて複製するマイクロフィルム方式の複写サービスは、日本では1950年代中頃から行われている。たとえば、1956(昭和31)年には金沢大学附属図書館⁽⁵⁾、1962(昭和37)年に慶應義塾図書館⁽⁶⁾が、ドイツ製のマイクロフィルム装置を導入している。

米国のハロイド社(後にゼロックス社と改称)は乾式複写法を開発し、ゼログラフィーと名付けた。1959年には、この技術を用いた小型複写機が作られ、ゼロックスと名付けられレンタル方式で販売された。時間をかけずに普通紙に何部でも複製できるゼロックスは、事務用機器として急速に普及していった。日本では富士ゼロックス社が1962(昭和37)年から乾式複写機を提供しはじめた⁽⁷⁾。ゼロックス複写機は、事務処理におけるイノベーションを引き起こし、現在も事務作業の多くは複写機に大きく依存している。

図書館はいち早くゼロックス複写機を導入した。慶應義塾大学医学図書館は1963(昭和38)年に⁽⁸⁾、京都大学附属図書館は1966(昭和41)年⁽⁹⁾に、ゼロックス複写機による文献複写サービスを開始している。前述のように文献複写サービスの主な対象は外国学術雑誌の論文であり、膨大な量の需要があった。当時、こうした需要を満たすために多

数のコピー専門店が生まれた。なお、コンビニエンスストアがコピー、印刷サービスを始めたのは1980年代になってからである⁽¹⁰⁾。

複写機器に関しては、もう一つ、家庭内におけるその普及を取り上げなければならない。家庭内では複写専用機の普及率は、極めて低いと予想される。しかし、実際には多くの家庭に複写機能を持つ装置がある。内閣府「消費動向調査」によれば、2016（平成28）年の総所帯におけるパソコン普及率は67.7%で、家庭内のパソコンの多くにはプリンタが付随している。プリンタは、次第に多機能化しており、低価格のプリンタにもスキャナ機能が付くようになっている。この結果、印刷物をスキャナによって読み込み、それをプリンタによった印刷することが可能になった。つまり、多くの家庭内には複写機能を持った装置が備えられている状況にある。

4.2 コイン式複写機による複写

上述のように現在の公共図書館や大学図書館では、コイン式複写機を導入している例が多い。コイン式複写機の導入時期を調べるために、ウェブ上で図書館の沿革を掲載している図書館について、コイン式複写機による複写サービスの提供年を調査した。その結果、西宮市立図書館（1993）、山口大学図書館（1997）、茨城大学図書館（1997）、岩手大学図書館（1998）、鳴門教育大学附属図書館（1999）、金沢大学附属図書館（1999）、富田林市立図書館（2000）、阪南市立図書館（2000）、可児市立図書館（2001）、県立長野図書館（2001）、戸田市立図書館（2002）、滋賀医科大学附属図書館（2005）という例がみられた。大学図書館は1990年代後半の導入例が多いが、全体として、1990年代後半から2000年代の初めにかけて図書館にコイン式複写機が導入されたことがわかる。

従来、大学図書館や公共図書館には複写窓口が設けられており、利用者は、複写する資料を資料名と個人名を記した申込書とともに窓口へ提出し、複写は図書館の係員が行う方式だった。これにより、「著作権法」で規定された図書館における複写が、実施されていた。現在でも、国立国会図書館のような貸出を行わない図書館や都道府県立図書館などの大規模な公共図書館では、この方式がとられている。

コイン式複写機の導入により、利用者自身が複写を行うようになり、図書館は、複写内容の確認を行わないなど複写への関与が弱まった。その結果、次第に、「著作権法」に適合しない複写が増えていった。

そこで、こうした事態を解決する努力がなされ、2002（平成14）年に国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センター図書館の間で「セルフ式自動コピー機による複製」を含んだ「大学図書館における文献複写に関する実務要項」が合意された。これは、権利者団体と図書館の団体間の協定である。一方、全国公共図書館協議会は、「公立図書館における複写サービスガイドライン」（2012（平成24）年）の中で「図書館は、（セ

ルフ式自動) コピー機を設置する場合、複写後、作成された複写物が複写申込の内容と合致し、適法であるかどうか確認する」と定めている⁽¹¹⁾。

「大学図書館における文献複写に関する実務要項」は、コイン式複写機による複写の際には申込用紙の記入と提出の他に著作権遵守の誓約書の提出、複写後の点検を求めている。

5 検討

5.1 図書館複写で「著作権法」は守られているか

図書館は、「著作権法」の遵守に関して、利用者と著作権者に疑念を持たせるようなことがあってはならないのは当然のことであろう。また、「著作権法」でいう図書館における複製とは、図書館利用者の申し出に基づいて、図書館資料を対象として図書館という空間において、図書館員が行う複製作業が想定されている。

「著作権法」の著作権の制限に関する法律家の意見は次のようなものが多い。例えば、三山裕三は以下のように述べている。

ところで著作権の制限規定の解釈にあたって重要な視点は二つある。その一は、例外規定は限定的に解釈すべきであるという点である。なぜなら、例外をあまりにもゆるやかに解釈すると原則自体が無意味となってしまうからである。その二は、解釈論と立法論の峻別を意識しながらも、ある程度は、時代の変遷、事の実態に即した柔軟な解釈が必要であるという点である。なぜなら、当初設けられた原則と例外も立法時点での一つのポリシー（政策）に基づく線引きに過ぎないからである。要するに、著作権が独占権という強い権利であるがゆえの弊害を常に意識しながら、原則と例外のバランスをとった解釈が要請されているのである⁽¹²⁾。

まず、制限規定は厳しく適用せよといい、次に、柔軟な解釈の必要性を述べ、最後にバランスをとるように促している。

「図書館における複製」の実情をみた場合、多くの図書館の複写サービスにおいて、「著作権法」の規定は厳しく適用されてはおらず、もっぱら柔軟な解釈がなされ、著しくバランスを欠いているといえる。

大規模な大学図書館や中小規模の公共図書館では、コイン式複写機を用いて利用者自身が行う複写がほとんどであり、図書館員が複写対象を確認することはない。これは、図書館における複製の要件を満たしていない。さらに、大学図書館の団体と著作権団体との間の合意である「大学図書館における文献複写に関する実務要項」に記載されてい

る事項の多くが実施されていない。例えば利用者からの申込用紙と誓約書は提出されていないといった多くの逸脱がある。

公共図書館においても、自主的に制定したはずの「公立図書館における複写サービスガイドライン」に示されている「図書館が主体となって、適否を判断する」ことも行われていない例が見受けられる。

法律も、協定も、ガイドラインも遵守されない状況が続いている。

5.2 図書館の間の線引き

「著作権法」の規定に問題が多いことは確かである。図書館の範囲を狭め、政令で定めたことは問題の一つである。政令では、図書館が細かく区分けされ指定されている。

「著作権法」制定当初の想定は、複写の対象は、これまで述べてきたような学術雑誌論文であり、研究書や専門書だったと考えられる。そのため、政令では大学図書館や公共図書館が指定され、それらの資料を持たないであろう学校図書館は除外された。学校図書館の場合は、主たる利用者である生徒は、調査研究をしないと見なした可能性もある。さらに、行政的な配慮に基づいて、政府関係の機関が指定されていた。これについて、「この指定が数十年前になされたものであり、その後の改訂はほとんどにないに等しいので、今日の状況に適合しているとはかならずしも言えない⁽¹³⁾」という指摘は妥当である。それ以前に、「図書館」のリストを作って図書館の間に線引きを図るという行為に疑問を持たざるを得ない。このことが、長年にわたる確執を生んできている。

5.3 一部分の複写という制約

また、公表された著作物の一部分しか複製できないのも問題である。先にあげた図1のⅡで述べた複写は、図書館の蔵書を帯出して、外で複写する場合であるが、これは、第30条の「私的利用のための複製」になり、そうすると図書館における複製で決められている著作物の一部分という制限はなくなる。これについて中山信弘は、「便利かもしれないが、著作権法的には奇異である」と述べている⁽¹⁴⁾。

私的使用のための複製では複写範囲を狭め、一方、厳しく制限している図書館における複製では、複写範囲を拡げるほうが本来であろう。これは、「著作権法」制定当時は、大きな図書館は複写機を常備していたが、まだ、一般の人々が手軽に複写機を使うことができる状況ではなかったため、私的使用のための複製は、ほとんどないと見積もったためと考えられる。

図書館における複製の裁判例として「多摩市立図書館複写拒否事件」がある。これは、多摩市民が1993（平成5）年に多摩市立図書館で朝倉書店刊『土木工学事典』の1項目の全部の複写を申し出て、拒否され、図書館長を訴えたものである。原告は、項目全部

の複製の他、利用者には複製権がある、刊行後一定期間を経た事典は定期刊行物とみなしてもよいなどの主張をしたが、東京地方裁判所と東京高等裁判所のいずれでも原告の請求は棄却された。

図書館における複製の中では、著作物は二つに分かれている。定期刊行物に掲載された個々の刊行物、すなわち学術雑誌に掲載された論文は、最新号の複写は認めないものの、論文全体の複写は認めている。わざわざこうした規定を加えていることから、この第31条第1項が、学術的、専門的著作の複製を前提としていたと予想される。

書誌作成や資料の構造といった見地からみれば、雑誌論文も新聞記事も同じレベルにあり、アンソロジーや短篇集中の一篇も同じ扱いにならなければおかしい。楽譜や地図に関しては、著作権者側の要望が強いであろうと推測できるが、事典の一項目の全部の複写は、認められてもよからう。複写担当の図書館員が、個別に判断すればよく、それが柔軟な運用なのであるが、望むべくもない。

「著作権法」を運用するための「公立図書館における複写サービスガイドライン」においては、例えば、「(カ) 俳句は1句、短歌は1首をもって、一つの著作物として扱う」(従って半分までしか複写できない)といった教条的で、機械的に定めた項目が並んでいる。

6 考察

もはや一部とは言えない数の図書館が、コイン式複写機を設置し、図書館員が関与しないまま利用者自身が複写することを認めている。利用者が「著作権法」の図書館における複写に関する十分な知識を持って複写しているとは考えられないので、図書館内で、著作権の規定に反する複写が行われ、図書館はこれを見過ごしている状態であると言える。実質的には図書館の中で、「著作権法」第30条の「私的使用のための複製」が行われていることになる。

横浜市立図書館は、1999（平成11）年から、利用者に著作権法第30条による複写サービスを提供しはじめ、南亮一は、これを勇気ある決断として評価した⁽¹⁵⁾。しかし、この方式を、他の図書館は採用しなかった。

「著作権法」に第31条「図書館における複製」がある限り、図書館の中で行われる複写サービスは、第31条に従うしかない。

では、図書館がこうした状況から抜け出す方法はあるだろうか。利用者に対し図書館における複写に関する教育を行って、適法の複写を促進しようという意見がある。大学であれば、関連する授業科目あるいは初年次教育の中で、著作権の教育をすることはありうる。しかし、著作権があり、著作権が制限される場合があり、その一部で図書館に

における複製が規定され、さらに、コイン式複写機に関して協定による制限があるといった込み入った内容を教科の中で教えるのには無理がある。それにコイン式複写機に関する協定は、実務の領域であるとともに、大学図書館以外には関係しないので、大学での教育に馴染まない。著作権教育を行うなら、著作物には著作権があり、その利用に際しては著作権者の許諾を得て使用する、あるいは使用料を支払うことが原則であること、私的使用のための複製は、著作権が制限を受けるので、著作権者の許諾を得なくてよい特別なケースであることを徹底することが中心となるはずである。また、引用のように、図書館における複製よりも優先しなければならない事項がある。さらに言えば、公共図書館では、組織的な利用者教育は不可能である。

図書館が、「著作権法」遵守に関して疑問を持たれないようにするには、コイン式複写機による利用者による複写を止めるしかない。複写サービスに将来性がなくなっている現在、コイン式複写機撤去は、潮時であるかもしれない。

もう一つの方法は、「著作権法」から、ここまで検討した第31条を廃止するよう働きかけることである。この条項がなくなれば、利用者は、図書館内でも「私的使用のための複製」ができるようになる。もちろん、第31条には、第1項第1号以外の条項があるが、第1項、第2号と第3号は、著作権の制限に入るかどうか疑問であるし、第2項、第3項は、いずれも国立国会図書館にのみ関係する条項であり、図書館における複製にひとまとめにする必要は薄い。

さらに言えば、この「図書館における複製」の約50年にわたる経緯を眺めると、著作権の制限規定を、図書館だけでなく、教科書への掲載、試験問題としての複製など個別にあげていくことの限界が明らかになってくる。

加戸は、「日本のような実定法中心主義の国では、ボーダーラインを明確にしないと裁判所においても判断しにくいし、一般国民にも不親切だという評価を受けますので、細かく書き込むのが通例であります。それがいいかわるいか一概にはいえませんが、日本の場合には細かく書き込めば書き込むほど、脱法行為というか、字句を頼りに著作権侵害とならないようなきわどい著作物の利用を図る人が多くなる⁽²⁾と述べている。

「図書館における複製」という規定の中でも、年月を経るに従って次第に細かな下位規定が作られるようになり、それを守り、守らせることに注意がいくようになっていく。

「著作権の制限」に関して「著作権法」には第30条から第50条まで細かく制限規定が列挙されているが、これらを廃止し、「公正使用」概念が導入される日は来るのだろうか。

引用文献

(1) 名和小太郎, 著作権2.0, NTT出版, 2010. 252p.

(2) 加戸守行, 著作権法逐条講義, 6訂新版, 著作権情報センター, 2013. 1, 070p.

- (3) 著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書. 文化庁, 1976. 50p.
- (4) 加藤信哉. 動向レビュー：電子ジャーナルの出版・契約・利用統計. カレントアウェアネス, No.278, p.9-12 (2003)
- (5) 金沢大学50年史編纂委員会編. 金沢大学50年史. 金沢大学創立50周年記念事業後援会, 1999. 1, 249p.
- (6) 慶應義塾大学三田情報センター編. 慶應義塾図書館史. 慶應義塾大学三田情報センター, 1972. 348p.
- (7) 富士ゼロックス株式会社社史編纂委員会編. 富士ゼロックス50年のあゆみ：1962-2012, 富士ゼロックス, 2013. 223p.
- (8) 慶應義塾年鑑. 昭和38年度. (1963)
- (9) 京都大学百年史編集委員会編. 京都大学百年史部局史編総説編. 京都大学後援会, 1997.
- (10) コンビニで複写サービス：セブンイレブン, ミノルタとセルフ方式を開発. 日経流通新聞, 1982-07-15.
- (11) 半田正夫, 松田政行編. 著作権法コンメンタール第2版. 勁草書房, 2015. 1, 080p. に収録されている。
- (12) 三山裕三. 著作権法詳説. 第9版. レクシスネクシス・ジャパン, 2013. 767p.
- (13) 名和小太郎, 山本順一. 図書館と著作権. 日本図書館協会, 2005. 238p.
- (14) 中山信弘. 著作権法第2版. 有斐閣, 2014. 689p.
- (15) 南亮一. 横浜市立図書館の「勇気ある」決断：著作権法30条によるコピーサービスの実施. カレントアウェアネス. No.248, p.6-7 (2000)

(うえだ しゅういち. 2016年8月28日受理)